



栃木県公報

令和4(2022)年
5月13日(金)
第303号

目次

告示

- 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定の解除…………… 637
- 生活保護法による指定施術機関の指定…………… 637
- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正…………… 638
- 製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務の委託…………… 639
- 液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託…………… 640

公告

- 河川整備計画の変更の公表…………… 640
- 開発行為の工事完了…………… 640

選挙管理委員会

- 公職選挙法第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定の取消し…………… 641

告示

栃木県告示第281号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和2年栃木県告示第322号により指定した特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の全部について当該指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のとおり公示する。

令和4（2022）年5月13日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定を解除する区域
小山市大字塩沢576番15の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

（環境保全課）

栃木県告示第282号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第55条第1項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4（2022）年5月13日

栃木県知事 福田 富一

指 定 年 月 日	施 術 者		施 術 所	
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地
令 和 4 (2022) 年 3月17日	関塚 真紀	足利市朝倉町3-32-1	みどりの治療院	足利市今福町252-1 エンパレスV17 202号

(保健福祉課)

栃木県告示第283号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和4(2022)年度分の補助金等から適用する。

令和4(2022)年5月13日

栃木県知事 福田 富一

産業労働観光部の部工業振興課の款ものづくり技術強化補助金の項交付の対象である事務又は事業の内容の欄、交付率又は金額の欄及び交付の相手方の欄を次のように改める。

1 認定企業が行う知事の認定を受けた技術等の高度化のための研究開発に要する次に掲げる経費 (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 外注加工に要する経費 (4) 技術指導の受入れに要する経費 (5) 共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費 (6) 研究開発に直接従事する者の人件費 (7) 知的財産権に係る出願等に要する経費 (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	当該経費の2分の1以内。ただし、10,000,000円を限度とする。	認定企業
2 小規模企業者が行う自社製品の研究開発及び自社技術の向上のための研究開発に要する次に掲げる経費 (1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 外注加工に要する経費 (4) 技術指導の受入れに要する経費 (5) 共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費 (6) 研究開発に直接従事する者の人件費 (7) 知的財産権に係る出願等に要する経費 (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費	当該経費の2分の1以内。ただし、3,000,000円を限度とする。	小規模企業者

産業労働観光部の部工業振興課の款に次のように加える。

先進的技術・製品開発支援補助金	県内に主たる事業所を有する資本金の額又は出資の総額が500,000,000円未満の企業（以	中小企業者等が大学等又は試験研究機関のいずれかと連携して行う未来3技術を活用した戦略3産業等に係る新技術・製品開発等に要する次に掲げる経費	当該経費の2分の1以内。ただし、20,000,000円を限度とする。	中小企業者等
-----------------	---	---	------------------------------------	--------

	<p>下この項において「中小企業者等」という。)が大学、高等専門学校等の高等教育機関(以下この項において「大学等」という。)又は国、地方自治体、民間企業により設置された試験研究機関(以下この項において「試験研究機関」という。)と連携して行うAI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材に関連する技術(以下この項において「未来3技術」という。)を活用した自動車、航空宇宙、医療福祉機器に関連する産業(以下この項において「戦略3産業」という。)等に係る技術・製品開発等に要する経費の一部を補助することにより、県内ものづくり企業の競争力強化を支援し、本県産業の振興を図る。</p>	<p>(1) 原材料及び副資材の購入に要する経費 (2) 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費 (3) 外注加工に要する経費 (4) 技術指導の受入れに要する経費 (5) 共同研究契約等に基づき補助事業者が共同研究開発の相手方へ支払う経費 (6) 技術・製品開発等に直接従事する者の人件費 (7) 知的財産権に係る出願等に要する経費 (8) 実証実験の委託に要する経費 (9) (1)から(8)までに掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費</p>		
--	--	--	--	--

栃木県告示第284号

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第29条の2第1項の規定により次のとおり製造保安責任者免状及び販売主任者免状(以下「免状」という。)に関する事務を委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)第8条第2号の規定により公示する。

令和4(2022)年5月13日

栃木県知事 福田 富一

1 委託に係る免状交付事務の内容

- (1) 免状の交付申請書及び再交付申請書の配布、受付及び整理に関すること。
- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高圧ガス保安協会本部

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

栃木県告示第285号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の4の2第1項の規定により次のとおり液化石油ガス設備士免状(以下「免状」という。)に関する事務を委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)第7条第2号の規定により公示する。

令和4(2022)年5月13日

栃木県知事 福田 富一

1 委託に係る免状交付事務の内容

- (1) 免状の交付申請書、再交付申請書及び書換え申請書の配布、受付及び整理に関すること。
- (2) 免状の作成及び送付に関すること。
- (3) 免状台帳の作成、保管及び整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に附帯する事務

2 委託に係る免状交付事務を処理する場所

高压ガス保安協会本部

東京都港区虎ノ門四丁目3番13号

3 委託期間

令和4(2022)年4月1日から令和5(2023)年3月31日まで

(工業振興課)

公 告

○河川整備計画の変更の公表

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、一級河川利根川水系思川圏域の河川整備計画を変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により公表する。

なお、変更後の一級河川利根川水系思川圏域の河川整備計画は、栃木県県土整備部河川課、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県鹿沼土木事務所、栃木県日光土木事務所及び栃木県栃木土木事務所において縦覧に供する。

令和4(2022)年5月13日

栃木県知事 福田 富一

(河川課)

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4(2022)年5月13日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字上郷字坂下291番1	河内郡上三川町大字上三川4405番地 7イマイハイツ2-106	星 野 成 志
【第1工区】 芳賀郡芳賀町大字下高根沢4676番の一部	宇都宮市戸祭元町1番25号	栃木県

下都賀郡壬生町大字国谷字大明神322番23	下都賀郡壬生町大字国谷322番地2	熊倉 歳史也
下都賀郡壬生町大字安塚字下原745番9、758番9	下都賀郡壬生町おもちゃのまち二丁目7番2号	西山 緑
下都賀郡壬生町大字中泉字西原446番10	下都賀郡壬生町大字中泉446番地5	上田 尚輝
下都賀郡壬生町大字上稲葉字上町226番2	栃木市大平町富田5001番地6 トウインクル富田A204号室	黒子 孝佳
下都賀郡野木町大字野渡字中沖236番3	下都賀郡野木町大字友沼6602番地4 ルモンドA101号	田村 翔平

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づく個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の施設の指定を取り消した旨、次のとおり報告があったので、告示する。

令和4(2022)年5月13日

栃木県選挙管理委員会委員長 伊藤 勤

選挙管理委員会名	取り消した施設の名称	取り消した施設の所在地
佐野市選挙管理委員会	佐野市上牧集落センター	佐野市牧町1940-4
	佐野市秋山生活改善センター	佐野市秋山町734